

## 行政相談の開催について

皆さんは、「行政相談」ってご存じですか？

「行政相談」とは、国の行政機関や特殊法人の仕事などについて、皆さんの苦情や要望をお聞きし、その解決の促進を図る制度です。

例えば、

- どの行政機関へ相談してよいのかわからない。
- 支給されるはずの年金などが支給されないので困っている。
- 国道の街灯などの設備が損壊しているので修復して欲しい。
- 国の行政機関の窓口職員の対応が横柄なので嫌な思いをした。など、皆さんからのご相談は総務大臣が委嘱した「行政相談委員」が受付いたします。



本年度は下記期日に、行政相談委員が次のとおり「行政相談所」を開いたしますので、お気軽にご利用ください。  
※相談は無料で、秘密は固く守られます。

と き	11月14日(木) 午後1時～3時	ところ	中央公民館2階 第4号室	行政 相談 委員	新村 邦男氏 北斗282番地 ☎ (64) 2500
--------	----------------------	-----	-----------------	----------------	-------------------------------

行政相談委員は、上記日時のほかにも、随時ご相談に応じます。

【お問い合わせ先】

総務省北海道管区行政評価局旭川行政評価分室 ☎ 0166 (38) 3011

## 里親になりませんか

「里親」とは様々な事情により家庭で暮らせなくなった子どもたちを、自分の家庭に迎え入れて養育していただく方のことを言います。

里親は、特別な方だけがなれるイメージをお持ちの方もいるようですが、特別な資格などは必要ではなく、**実際にはどこにでもいる普通の家庭のお父さん、お母さんたち**です。

里親には、「長期間だと難しいけれど短期間なら預かることができる」「養子縁組をしたい」「祖父母が孫を育てている」など事情に応じた区分があり、次の4種類があります。

「**養育里親**」は保護者が引き取れるまで、又は児童が自立して社会に出るまでの間養育する里親。数年から十数年の長期間養育していただける方はもちろん、数日、数週間、数ヶ月という短期間だけ預かることも申請可能です。

「**専門里親**」は養育里親が一定要件を満たし研修を受講して登録し、被虐待児・非行児・障害児を養育する里親です。

「**養子縁組里親**」は養子縁組を前提とする里親です。

「**親族里親**」は両親の死亡・行方不明等や特別な事情で養育できない児童を、祖父母や兄弟姉妹が里親として養育するものです。

**オホーツク管内では里親登録数が多い地域と少ない地域があるため、管内各地に里親さんが増えていくことが望まれます。また近年は、短期的な受入や緊急的な受入をお願いするケースも増えています。**

是非、里親として登録いただき、家庭に恵まれない子どもたちの養育を担っていただければと思います。

里親制度についてもっと知りたい方、里親を希望される方は、詳しくご説明いたしますので、お気軽にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

北海道北見児童相談所(若狭まで) ☎ 0157 (24) 3498



こし  
み  
ず  
夏  
祭  
り